



相談

～各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください～

名称	月日	時間	相談員	内容など	相談場所・問合せ先
人権ホットライン	15日(火)		人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事など電話で相談に応じます。	☎電話相談のみ ☎民生課 ☎820-5635
一日無料相談会	2月14日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	弁護士 司法書士 などの専門職	広島で活躍する弁護士など専門職の集まり「川の会」が、様々な相談に応じます。(1人30分以内)	☎熊野町役場 ☎利用が初めての人のみ ☎総務課 ☎820-5601 申込期限：2/7(木) ※全ての相談枠が埋まり次第、受け付け終了
生活困窮者相談窓口	月～金 (祝祭日を除く)	8:30～17:15	福祉事務所職員	自立をサポートする相談に応じます。 ☎経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難な人(生活保護受給者は除く)。	☎熊野町役場 ☎民生課(福祉事務所) ☎820-5614

平成30年7月豪雨により被害を受けられた方へ

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。災害により、住宅や家財および自動車などに被害を受けられた方に対し、所得税などの軽減に関する申告相談会を次のとおり開催します。雑損控除または災害減免法の適用により、平成30年分の所得税などの軽減、または免除を受けられる場合がありますので、この機会にご相談ください。

日程	
申込不要	事前予約制 ※事前に海田税務署で予約
時 2月6日(水) 9:30～16:00 ☎町民会館 ※混雑状況によって早めに締め切ることがあります。	時 1月27日(日)、2月3日(日) 9:00～16:00 ☎海田税務署(海田町大正町1-13) ▷予約・海田税務署 ☎823-2169

※海田税務署管内の他の市町にお住まいの人も来署されますので、大変混み合うことが予想されます。可能な限り町民会館の開催日での参加をお願いします。※公共交通機関のご利用をお願いします。

書類内容	書類の具体例・備考など
り災証明書あるいは被災証明書	写しでも可
被災を受けた資産の取得時期、取得価格、面積等のわかるもの	工事請負契約書、売買契約書、登記事項証明書、領収書など
被災を受けた資産に係る修繕費、取り壊し費用、除去費用などがわかるもの	領収書、請求書、見積書など
被害を受けた資産について、保険金や補助金など受け取った場合、その金額のわかるもの	支払通知書、通帳の写しなど
平成30年分の所得金額や所得控除のわかるもの	源泉徴収票、青色申告決算書・収支内訳書、生命保険料控除証明書など

☎海田税務署 ☎823-2169、税務課 ☎820-5603

～「みんなで守る」を考える～
「防災・減災まちづくり会議」のメンバーを募集します

平成30年7月西日本豪雨災害によって熊野町でも大きな被害が発生しました。町では防災・減災対策へこれまで以上に力を注ぎますが、被害を最小限にするためには、町民のみならず、事業者、地域団体、関係機関の助け合い、支え合いが必要です。「安全・安心なまちってどんなまち?」、「自分たちでできることって何だろう?」自分の命、大切なみんなの命を守るにはどうしたらよいのでしょうか。災害に強い「ひとづくり」、「まちづくり」に町民のみならずと一緒に取組むため「防災・減災まちづくり会議」を設立します。年齢、性別に関係なく、熊野に住んでいる「なかま」として、一緒に防災・減災について考え、活動して下さるメンバーを募集します。ぜひ、ご応募ください。

日程	
1回目	時 2月26日(火) 13:00～16:00 ☎熊野町役場3階会議室 ▷内容 ①講演「自然災害のメカニズムを知って適切な避難方法を考えよう」 ②ワークショップ「災害が差し迫っている時、どう身を守る? I」
2回目	時 3月下旬予定 ▷内容 ①「西日本豪雨 その時なにが起きたのか」 ②ワークショップ「災害が差し迫っている時、どう身を守る? II」 ※内容は変更になる可能性があります。
3回目～	平成31年4月以降開催

※2回目以降の日程、場所、内容は、今後決定します。

▷募集人数・25人程度(申し込み多数の場合は選考)
▷応募方法・1月25日(金)までに、総務課までEメールまたは電話で、氏名・住所・電話番号をお知らせください。
※Eメール・題名「防災会議メンバー応募」として、下記アドレスに送信してください。
☎総務課 ☎820-5601 ✉somu@town.kumano.hiroshima.jp

募集

嘱託職員(介助員)の募集

- ▽主な業務内容：障害のある児童の教科指導補助など(熊野第一小学校)
- ▽委嘱期間：平成31年2月1日～3月25日まで
- ※年度更新の場合あり
- ▽募集人員：3人程度
- ▽勤務日：月曜日～金曜日
- ▽勤務時間：週11～29時間を学校長が割り振る
- ※原則午前8時45分～午後3時半(一日の勤務時間が6時間を超える場合休憩時間45分)
- ※勤務時間は多少前後する場合があります。週の勤務時間などの詳細は学校教育課へお問い合わせください。
- ▽報酬額：920円/時間
- ▽保険：要件に該当する場合、社会保険・雇用保険加入あり
- ▽応募締切等：1月16日(水)(必着)までに、「選考申込書」を記入のうえ、総務課にご提出ください。面接による選考の結果により採用します。
- 「選考申込書」の様式、

選考会の日程などの詳細については、町ホームページをご覧ください。総務課へお問い合わせください。
☎総務課 ☎820-5601、☎学校教育課 ☎820-5620

お知らせ

家屋(固定資産税)を取り壊した人へ

固定資産税は毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。昨年、家屋の全部または一部を取り壊した場合、次の手続きをしていただくことにより、翌年度から課税されなくなりす。

- ①【登記済家屋の取り壊し】法務局で滅失登記の手続き
- ②【登記されていない家屋の取り壊し】

取り壊した後、「家屋滅失届出書」を税務課へ提出 これらの手続きがまだお済みでない場合や、不明な点がありましたら、至急税務課までお問い合わせください。手続きがない場合、誤って翌年度以降も課税されることがあります。

※「家屋滅失届出書」は税務課にあります。また、ホームページからダウンロードできます。
☎税務課 ☎820-5603

償却資産(固定資産税)の申告が始まります

償却資産とは、会社や個人で事業を営む人が所有するその事業に用いる機械・器具・備品などのうち、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。町内には償却資産をお持ちの場合には、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の資産状況を申告していただく必要があります。

申告書は、12月末に発送していますので、同封されている「種類別明細書」と、固定資産台帳や減価償却明細書をよくご確認ください。申告漏れや錯誤がないか今一度ご確認ください。

また、平成30年7月豪雨災害で破損した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得などした場合には、代替償却資産特例が講じられますので、特例適用

平成31年消防出初式

熊野町消防団と広島市安芸消防署による消防出初式を行います。

時 1月13日(日)午前10時～
☎町民体育館

▽式典：優良消防団員の表彰
▽内容：広島市消防音楽隊の演奏、消火器の回収(処理費用1千円/本)



(危機管理課)

平成31年度 広報くまの・ホームページ 広告募集!

平成31年4月からの掲載広告を募集します。

- ・料金は、掲載サイズ・掲載媒体によって異なります。
- ・掲載月数によって割引があります。
- ・広告の内容等に関しては町の審査があります。

▶申込期限
広報は2月22日、ホームページは3月11日まで。
詳しくは、町HP下部の「パナースペース」をクリック
☎地域振興課 ☎820-5602

歯並び矯正は専門医のいる当院へ!

謹賀新年
お口のご相談のことなら
なんでもどうぞ!

山野歯科医院 ☎854-1139
山野矯正歯科 ☎888-8741 (矢野駅前)



熊野町の火災と救急
—平成30年11月中—
火災件数 0件 死傷者 0人
救急件数 68件 搬送人員 59人
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。